

3月7日の本会議において、産業経済常任委員会に付託を受けました議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、及び議案第13号の5議案について、3月14日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第9号では、開園時間においてレストランだけ短く、他の施設の営業時間と異なることについて質疑があり、展示スペース、案内カウンター、トイレ授乳室だけの利用者の利便性を高めるための配慮であり、営業時間外は第4条2項を適用しますと答弁がありました。

また、従来の仮称は今回で正式名称とするのかとの質疑があり、本議案が可決されれば正式名称となると答弁がありました。

続いて、第3条にある公園の施設の名称について、湖南省市民産業交流促進施設、湖南省魅力発信拠点施設は別施設であるのに事業4項目が共通で問題ないのかとの質疑があり、第3条ではみらい公園湖南内の全事業を表現しており特に問題はないが、今後の施設の増設や事業内容の変更があるたびに条例改正にて対応していくと答弁がありました。

議案第10号では、設置の目的は引き継がれるべきではないのかとの質疑があり、郷土の優良物産の振興やあっせんはここびあにて、観光案内の機能はゆららやHATにて継続実施するとの答弁がありました。また施設は条例廃止の後、期間を限定し有償で貸し出し、除去する予定とのことだが、不測の事故に対する行政の責任を果たせるのかとの質疑があり、今後は財政課の管理となるが事故等については、有償で貸し出す限りは市としても関与しなければならないと考えていると答弁がありました。

議案第11号では、旧建築基準法の施設は条例廃止の後、有償無償は決まっていなくても貸し出す予定であるとのことだが、廃止の理由は老朽化であるのに貸し出すのは矛盾しているのではないかと質疑があり、基本は老朽化によって廃止、除去したいが活用したいという市民の声は出来る限り反映していきたい。一定のルールを持って落ち度の無いように進めていくと答弁がありました。

議案第12号では、新建築基準法の施設は教育サポートセンター設置が予定されているが、廃止理由として老朽化は適当であるのかとの質疑があり、築34年と比較的新しい施設であるが、雨漏れ等の修繕工事を重ねており老朽化と表現していると答弁がありました。

議案第13号では、条件緩和の一部改正であるが、本市における水道技術管理者の有無について質疑があり、現状でも条件は満たしていると答弁がありました。

各議案とも討論はなく、採択の結果、議案第 9 号湖南省みらい公園湖南条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号湖南省伝統工芸会館条例を廃止する条例の制定について、議案第 11 号湖南省勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について、議案第 12 号湖南省女性センター条例を廃止する条例の制定について、議案第 13 号湖南省水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての 5 議案については、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。